

○隊友会に対する支援要領について（通知）

平成8年6月19日

海幕人第2844号

改正 平成9年1月20日 海幕人第276号〔第1次改正〕
平成9年4月25日 海幕人第2041号〔第2次改正〕
平成10年12月8日 海幕人第5728号〔第3次改正〕
平成14年3月22日 海幕人第1593号〔第4次改正〕
平成18年4月1日 海幕人第2265号〔第5次改正〕
平成18年4月3日 海幕人第2312号〔第6次改正〕
平成19年1月9日 海幕人第47号〔防衛庁設置法等の一部を改正する法律の制定に伴う関連通知の一部変更について（通知）2項による改正〕
平成20年3月28日 海幕人第2355号〔第7次改正〕
平成29年3月7日 海幕人第71号〔第8次改正〕

海上幕僚監部人事教育部長から各部隊の長・各機関の長あて

隊友会に対する支援要領について（通知）

標記について、別紙により実施することとされたので通知する。

海上自衛隊における支援は、隊友会発足以来、継続して実施しているところである。近年、同会は、経済不況による事業収益の減少や永年にわたる諸物価高騰の累増等により会の財政が圧迫され、正会員費の値上げや支出の削減努力を実施しているところであるが、もはや従来の事業規模を維持していくことが困難な見通しとなっている。

このような情勢から、隊友会から賛助会費値上げの依頼があり、同会の健全な発展育成のため、海上自衛隊としても協力することとされたので、周知徹底されたい。

また、正会員の加入率向上についても引き続き配慮されたい。

なお、隊友会に対する支援要領について（通知）（海幕人第6551号。63. 12. 15）は、廃止する。

添付書類：別紙

別紙

隊友会に対する支援要領

1 方針

隊友会（以下「会」という。）の着実な発展に寄与するため、次に掲げる事項について、隊務に支障のない範囲で所要の支援を行う。

- (1) 在職者に対する会の趣旨及び活動状況の普及
- (2) 在職者に対する賛助会員入会の勧誘及び会費の徴収
- (3) 退職者に対する正会員入会の勧誘
- (4) 会が行う行事等に対する協力支援

2 支援事務担当区分

付表のとおりとする。

- (1) 支援事務担当部隊の長は、部隊等を単位として支援事務を担当し、総括支援事務担当部隊の長は支援事務担当部隊の長が行う事務を総括する。
- (2) 支援事務担当部隊及び総括支援事務担当部隊の長は、それぞれ世話担当者を指定し、事務処理を行わせる。

3 実施要領

(1) 会の趣旨及び活動状況の普及

支援事務担当部隊の長は、隊友会規則類集及び会から送付される資料、隊友紙等の回覧、掲示等適切な方法を講じ、隊員に対して、会の目的、事業等会の趣旨及び活動状況を周知させ、会との連帯感を持たせるよう指導する。

(2) 賛助会員入会の勧誘

支援事務担当部隊の長は、未入会者に対し、入会するよう勧誘を行う。

(3) 賛助会員入会の手続、会費の徴収等

ア 入会手続

入会する者の所属、階級、氏名、金額を記入した隊友会賛助会員証に会費を添えて申し込む。

イ 会費の基準及び徴収

(ア) 会費の基準

幹部及び准尉 500円

曹士 300円

事務官等 行（一）2級（相当級を含む。）以上の者は、幹部及び准尉に、行（一）1級（担当級を含む。）の者は曹士に準ずる（以下、事務官等の取扱いについては同じ。）。

(イ) 会費の徴収

毎年12月の期末手当支給日に行い、世話担当者が賛助会員証に納入年月日を記入、押印（取扱部隊等世話人印欄）し、会員に確認させる。

ウ 会費の免除

会費の納入額が、次の金額（以下「免除額」という。）に達した場合は、事後の会費を免除することができる。

(ア) 幹部及び准尉5,000円

(イ) 曹士3,000円

ただし、曹士であつた者が幹部又は准尉に昇任した場合において、10年分（3,000円）を支払済みの場合は支払いを要しないものとし、10年分（3,000円）に満たない場合は幹部又は准尉に昇任した以降、通算して10年になるまでの間、500円（幹部及び准尉の年会費）を支払うものとする。

エ 会費の送付

支援事務担当部隊の長は、徴収した会費を隊友会賛助会費加入状況表（付紙様式第1）と共に、総括支援事務担当部隊の長に送付する。

総括支援事務担当部隊の長は、送付された会費を取りまとめ、隊友会本部に送金するとともに、隊友会賛助会員集計表（付紙様式第2）を隊友会本部及び海幕人事教育部長にそれぞれ1部送付する。

オ 送金方法

次によるものとし、送金手数料は、取りまとめた会費のうちから支払う。

郵送（現金書留）

みずほ銀行振込（みずほ銀行東京営業部、公益社団法人隊友会普通預金口座
4779064）

郵便振替（振替口座00150－7－70471、加入者名公益社団法人隊友会）

ただし、東京地区所在の総括支援事務担当部隊の長は、隊友会本部に直接手渡す。

カ 賛助会員証の取扱い

（ア） 会員が転勤等により異動する場合は、賛助会員証を勤務記録表抄本と共に携行させる。

（イ） 賛助会員証に余白が無くなって、新会員証を作成する場合は、新会員証の裏面に次のように記入する。

〔 ○年度から○年度まで
○ 円納入 〕
記入年月日 世話担当者 氏 名 印

（ウ） 会費の納入額が免除額以上に達した場合は、次のように記入する。

〔 ○年度以降会費免除
記入年月日 世話担当者 氏 名 印 〕

（エ） 会員証を忘失した場合は、前所属に照会する等により確認した後、再発行し、前記の例により記入する。

（オ） 会員証が不足した場合は、総括支援事務担当部隊を通じ、海幕人事計画課又は隊友会本部に請求する。

キ 賛助会員香典、供花料等の請求要領

会員が死亡した場合は、当該会員の所属する支援事務担当部隊の長は、賛助会員香典、供花料等贈呈請求書（付紙様式第3）により、都道府県隊友会長（以下「県隊友会長」という。）に請求する。ただし、手続の迅速を期するため、事案発生の都度、文書請求に先立ち、所要事項を速やかに当該会員の所属する都道府県隊友会に電話により通報する。

（4） 正会員入会の勧誘

支援事務担当部隊の長は、次の特典を周知させることにより、退職者個々について、離隊するまでに入会の勧誘を行い、特に幹部退職者（事務官等を含む。）については、10年、15年又は20年の年会費一括前納（10%割引）による正会員として入会するよう勧誘する。

ア 各種の隊友会団体保険の加入

イ 防衛省共済組合等各施設の利用

ウ 隊友会提携施設等の利用

（5） 正会員への入会手続、会費の徴収等

ア 入会手続及び会費の徴収

支援事務担当部隊の長は、退職者のうち入会を希望する者がある場合、隊友会入会申込書兼正会員カード（別途配布）に所要事項を記入させ、会費（会費額は隊友会規則類集のとおり。）を徴収する。

イ 入会申込書等及び会費の送付

支援事務担当部隊の長は、隊友会入会申込書兼正会員カード及び徴収した会費を月ごとに取りまとめ、隊友会正会員入会者連名簿（付紙様式第4）（以下「連名簿」という。）を付して、総括支援事務担当部隊の長に送付する。

総括支援事務担当部隊の長は、送付された隊友会入会申込書兼正会員カード及び会費並びに連名簿を取りまとめ、隊友会正会員会費集計表（付紙様式第5）を付して、翌月10日までに隊友会本部に送付するとともに、同集計表の写しを海幕人事教育部長に送付する。

ウ 送金方法

賛助会費の場合に準ずる。

エ 正会員証の取扱い

正会員証は、帰住先の県隊友会長から直接入会者に交付される。

付 表

支援事務担当区分

支援事務担当部隊	総括支援事務担当部隊等
海幕各部各課等	同 左
自艦隊司令部並びに自艦隊の直轄の各隊及び自衛艦 護艦隊司令部、各護群司令部、訓指群司令部、各護 群の各隊及び訓指群の各隊、護艦隊の直轄の各隊並 びに護艦 隊及び各護群の直轄自衛艦	最寄り（在籍）の地方総監部
空団司令部、各空群司令部、空団の直轄の各隊及び 各空群の各隊	同 左
潜艦隊司令部、各潜群司令部、各潜群の各隊、潜艦隊 の直轄の隊及び各潜群の直轄自衛艦	最寄り（在籍）の地方総監部
各総監部並びに各地隊の各隊（所）及び各地隊の直轄 自衛艦	当該地方総監部
教空団司令部、各教空群司令部、教空団の直轄の隊及 び教空群の各隊	同左
練艦隊司令部並びに練艦隊の直轄の隊及び自衛艦	最寄り（在籍）の地方総監部
シ通群、警務隊、情保隊、潜医隊、印刷隊、東音、 業務隊、各学校、補本及び海幕長の監督を受ける自 衛隊病院	同 左
海洋群司令部、海洋群の各隊（所）及び海洋群の直轄 自衛艦	最寄り（在籍）の地方総監部
掃群司令部、掃群の各隊及び直轄自衛艦	
情報群司令部及び情報群の各隊	
開発群司令部、開発群の各隊（所）及び開発群の直 轄自衛艦	

発簡番号
発簡年月日

(総括支援事務担当部隊の長) 殿

(支援事務担当部隊の長)

隊友会賛助会員加入状況表

加入対象者数		加入者総数		今年度納入金額 合計
		会費免除者数	今年度納入者数	
幹部・准尉	自衛官 名			
	事務官等 名			
曹・士	自衛官 名			
	事務官等 名			
計				

注：1 事務官等については、行（一）2級（相当級を含む。）以上の者は幹部・准尉欄に、行（一）1級（相当級を含む。）の者は曹・士欄に記入する。

2 用紙の寸法は、日本工業規格A列4番とする。

関連文書：海幕人第2844号（8. 6. 19）

付紙様式第 3

〇〇県隊友会長 殿

支援事務担当部隊の長
所属 階級 氏 名 印

賛助会員香典、供花料贈呈請求書

標記について、下記の賛助会員が死亡（公務死亡）したので、香典、供花料等を請求します。

記

死亡 (殉職)年月日	所 属 死亡(殉職)者の 階級 氏 名	所 属 支援事務担当部隊の長 階級 氏 名

注：1 普通死亡の場合は、（公務死亡）を抹消する。

2 用紙の寸法は、日本工業規格A列4番とする。

発簡番号

発簡年月日

(総括支援事務担当部隊の長) 殿

(支援事務担当部隊の長)

隊友会正会員入会者連名簿

(年 月分)

一連番号	退職年月日	階級	氏名	会 費			帰住先県隊友会
				年会費(円)	一括前納		
					10年(円)	15年(円)	
合計人員		名	合計金額	円	退職人員		名

注：1 帰住先県隊友会ごとに記入する。

2 用紙の寸法は、日本工業規格A列4番とする。

関連文書：海幕人第2844号（8．6．19）

隊友会正会員会費集計表

年 月 日

部隊等名

世話担当者 氏 名 印

(年 月分)

区分 部隊等名	年会費		一括前納						計		
	人員	金額(円)	10年		15年		20年		人員	金額(円)	
			人員	金額(円)	人員	金額(円)	人員	金額(円)			
合 計		円		円		円		円		⑦ 円	
送金手数料 ①				差引送金額⑦-①					送金方法		

注：1 送金方法欄には、次のいずれかを記入する。
 a (銀行振込)、b (郵便振替) 又は c (隊友会本部に手渡し)
 2 用紙の寸法は、日本工業規格A列4番とする。